

緊急通知
(県内まん延防止等重点措置中)

群ト協発第197号
令和4年2月1日

会員各位

一般社団法人群馬県トラック協会
会長 武井 宏



**オミクロン株等感染力の強い新型コロナウイルス感染症
拡大に伴う感染予防対策の徹底について**

～まん延防止等重点措置期間～ 1月21日（金）→ 2月13日（日）～

会員の皆様方には、新型コロナウイルス感染症予防対策の万全を期しているものと承知しております。しかし、全国的な感染状況をみると、何時、誰が感染してもおかしくない危機的状況で推移しているところでもあります。

県内におきましてもワクチン未接種の幼児・児童・生徒など、教育現場においてクラスターが発生するなど、一部にはこれが家庭内を通じて大人に感染する様相を呈しており、感染者が1000人を超える日が連続するなど、収束の兆しが見えない厳しい状況であります。

特に、感染力の強いオミクロン株の出現は脅威であり、無症状感染者による感染拡大に歯止めをかけるのは、医療専門家からも困難であるとの見解です。

しかし、我々トラック輸送事業者は、エッセンシャル産業として、また、エッセンシャルワーカーとして、県内外を問わず日々安全運転・安全輸送を確実に実施しなければならない使命があります。

そこで、会員事業者の皆様方には、事業所で働く職員一人一人が不安を抱かず、かつ物流を止めないためにも、事業所内はもとより点呼時の感染予防対策に遺漏なきよう、職員の命と暮らしを守っていただきたいと存じます。そして、安全運転・安全輸送の原点に立ち返り、今一度、以下の点に注意して事業所の新型コロナ感染症対策を再徹底しましょう。

- ① 検温・うがい、手洗い・消毒・確実なマスク着用など感染予防対策の徹底
- ② 大声での会話を控え、黙食の励行、アルコール検知などにおける感染対策の実施
- ③ 体調不良者の早期発見と体調不良を申告しやすい職場環境の確立
- ④ ワクチン接種（2回）済みでも感染者の発生（油断禁物・・・感染予防措置は接種前と同様）
- ⑤ 市中には、無症状の感染者がいるかもしれないとの強い危機意識の保持
- ⑥ 事業所職員のワクチン接種済者の拡大（自己防衛と他人への感染予防対策）
- ⑦ 感染予防対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛
- ⑧ 予防対策のマナーリ化を払拭し、真に新型コロナ感染症の怖さと罹患時の影響を自覚